

【ご自宅で合併処理浄化槽をお使いの皆様へ】

浄化槽の適切な保守点検と清掃を！

遠野市環境整備部 上下水道課

合併処理浄化槽には、下水道と同じぐらいの汚水処理性能があります。

この性能を十分に発揮するためには、適切な保守点検と清掃を行い、正しく使用することが必要です。

誤った使い方を続けたり、保守点検や清掃を適切に行わなかったりすると、**放流水の水質の悪化や悪臭の発生など、逆に生活環境を悪化させる原因になってしまいます。**



浄化槽は、皆様やご家族が快適な生活を送るための大切な財産です。

使用者一人一人が、正しい使用を心がけましょう。

浄化槽法における管理者（住宅の所有者）の義務

①保守点検

4か月に1回以上、機器類の点検、調整や消毒薬の補充を行う。
(岩手県知事の登録を受けた事業者へ委託できます。)

②清掃

年に1回以上、バキューム車で、浄化槽内に溜まっている固形物や汚泥の引き抜きを行う。(市の許可を受けた事業者へ委託できます。)

※①・②については、保守点検・清掃業務を行う事業者にお問い合わせください。(遠野市内では右の3社)

浄化槽の保守点検・清掃業者(市内)
遠野衛生社 0198-62-3039
奥寺衛生社 0198-62-3390
宮守衛生社 0198-66-2419

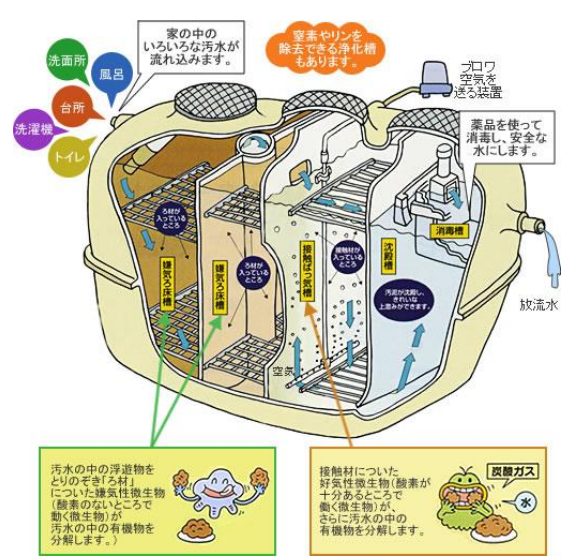
③保守点検と清掃の記録を3年間保管（法定検査の際に必要です。）

④水質検査（法定検査）

岩手県知事が指定する機関（岩手県浄化槽検査センター）が行います。

- ・浄化槽の使用開始から3～8か月後に行う最初の検査（7条検査）
- ・毎年1回定期的に行う検査（11条検査）

【問い合わせ先】 遠野市環境整備部 上下水道課 下水道係
電話 0198-62-2111（内線576・577）



合併処理浄化槽は、内部の微生物のはたらきにより、トイレのし尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等の排水）をあわせて処理しています。

日常生活の中で、正しい使い方を心がけ、悪臭や詰まりの原因を防ぐとともに、**内部の微生物に悪影響を与えないよう、十分注意しましょう。**

↓ ふだんの生活の中で、特に注意しましょう。

① 台所で

- ・排水口に、油（残油、廃油）や野菜くず、残飯を流さない。
- ・油（残油、廃油）や食事の油汚れは、キッチンペーパーや新聞紙、油を固める製品などに吸わせて可燃ごみに出す。
- ・食べ残しは、三角コーナーやごみ受けネットで分別して、可燃ごみに出す。



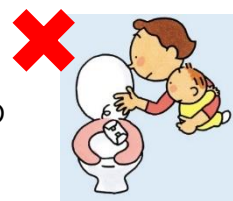
② 洗濯で

- ・洗剤や漂白剤は、適量をはかって使う。
- ・洗濯の排水と風呂の排水を同時に行うことは、できるだけ避ける。



③ トイレで

- ・トイレットペーパー以外のものを流さない。
※「トイレに流せる」と表示されているティッシュペーパーやトイレの掃除シートは、大量に流すと詰まりの原因となるため、可能な限り、可燃ごみに出しましょう。
- ・紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、ペーパータオル、ガム、たばこの吸い殻、ペットのふん尿、布類（雑巾、タオル、ハンカチ）などは絶対流さない。
- ・掃除の際は、塩酸系やクレゾール系の薬剤を使用しない。
- ・農薬や殺虫剤、防腐剤を流さない。



④ お風呂で

- ・排水口に、髪の毛やごみを流さない。
- ・カビ取り剤は適正量を使用し、多めの水で洗い流す。
- ・入浴剤を多量に入れない。（硫黄化合物が含まれるものは避ける。）



⑤ 屋外で

- ・浄化槽の電源は、絶対に切らない。
- ・通気口やブロワ（送風機）の空気取り入れ口をふさがない。
- ・マンホールやブロワの上に物を置かない。